

検討事項案その 2 (追補)

(第 2 仲裁合意について)

検討会資料 15 の 2 (2)(仲裁条項を含む文書を引用する場合について) について、
【コメント】の次に、参考条文として次の記載を追加します。

(参考)

- ・ モデル法 (模範法) 第 7 条〔定義及び仲裁合意の方式〕
 - 「(2)...略...(3 文) 契約における仲裁条項を含む文書への言及は、その契約が書面でなされ、かつその言及がその条項を契約の一部とするようなものである限り、仲裁合意となる。」
- ・ ドイツ法第 1031 条〔仲裁契約の方式〕
 - 「(1) 仲裁契約は、当事者によって署名された文書において又は当事者間で交換された文書、テレックス、電報若しくは仲裁契約の証明を保証するその他の通信手段において記載されていなければならない。
 - (2) 仲裁契約が一方の当事者から他方の当事者に宛てた書面において又は第三者から両当事者に宛てた書面において記載されている場合であって、かつ、書面の内容について適時に異議が提出されず、取引慣行に従うならば契約内容とみなされる場合にも、第 1 項の方式は履行されたものとみなす。
 - (3) 第 1 項又は第 2 項の方式要件に合致する契約が、仲裁条項を記載した書面を引用している場合には、この引用がこの仲裁条項を当該契約の構成部分であるとしているときに、仲裁契約があるものとする。
...以下、略...」
- ・ 韓国法第 8 条〔仲裁合意の方式〕
 - 「(4) 契約が仲裁条項を含む文書を引用している場合、仲裁合意があるものとみなす。ただし、その契約が書面により作成され、仲裁条項をその契約の一部としている場合に限る。」